

宮城県立産婆講習所の教育経過

— 東北大学における助産師教育のはじまり以前 —

小山田信子, 佐藤真理, 佐藤喜根子

東北大学大学院医学系研究科 周産期看護学分野

Education Process of the Miyagi Prefectural Midwife Training School before Midwife Education Initiation at Tohoku University

Nobuko OYAMADA, Mari SATO and Kineko SATO

Maternal Nursing, Course of Nursing, Tohoku University Graduate School of Medicine

Key words : 宮城県, 産婆講習所, 明治期, 産婆養成, 内務省免許

Purpose

About midwife education in Miyagi before the midwife education open in Tohoku University, we determine education course until midwife rule establishment.

Method

We conducted Miyagi Archives Building, Miyagi library, Tohoku University School of Medicine annex, Tohoku University historical materials building, Diet library, the excavation of the possession historical materials of these institutions.

Results

Present difficulties and measures related to midwifery in the Miyagi assembly from 1888 were examined. Miyagi followed a policy of administering qualifying examinations after educating midwives. Therefore Miyagi had midwives of three kinds : national licensed midwives, prefecture licensed midwives, and licensed midwives who had received permission conventionally.

Midwife education started in 1889 at “the midwife training school attached to the Miyagi Hospital.” In the two-year study period, each year was divided into two semesters, after which a terminal examination and a graduate record examination were administered. Students who did not pass a graduate record examination did not meet eligibility requirements for the examination of nationally licensed midwives.

In 1891, the school name became “The Miyagi Prefectural Midwife Training School.” The study period was changed to one year. The Department of the Interior confirmed that the first and second graduates of the Miyagi Prefectural midwife training school were able to obtain a national license without a separate midwife examination.

The Miyagi Prefectural Midwife Training School had a rule in 1899 stating “graduates can acquire the qualifications of a national qualified midwife without a national examination performed.” The school qualified a total of 130 nationally licensed midwives during 1891–1899.

Conclusions

The education of the midwife was started in 1889 in prefectural Miyagi Hospital in Miyagi.

The midwife training school was education of the two years course, but was changed in a course for one year in 1891.

Department of the Interior license was obtained without requiring Department of the Interior midwife study with the freshman sophomore.

When a national license midwife was obtained by graduating, according to the prefectural midwife training rule of 1899, there was the graduate of the Miyagi midwife training school.

1. はじめに

現在日本において助産師になるには看護師の勉強をしさらに2年かけて学ぶ大学院、1年間の大学専攻科・大学別科・専修学校（定時制は2年間）、4年制大学の中の選択コースとして大学4年の中で学ぶコースと多様である。看護を学ぶコースが複数ある上に助産師教育コースがさらに複数存在している。学校の種類として果たすべき役割と設置主体が意図する教育目的があり、様々な特徴のある助産師が育てられている。もちろん助産師資格取得はゴールではなく、専門職としてのスタートラインであり、日々学び続けることが使命と言っても過言ではない。そのスタート時点で専門職として備えている質が多様であるということはどうのような意味を持つのだろうか。そもそも日本では助産師にどのような役割を期待して教育が始まったのだろうか。

看護職教育の歴史的変遷について看護学のテキストを見ると、看護職の中では助産師（昭和22年保健婦助産婦看護婦法により産婆は助産婦の名称となる）教育が先行し、1868年（明治元年）の「産婆ノ売薬世話及墮胎等ノ取締方」及び1874年（明治7年）の医制の中の産婆に関する規定及び東京府病院産婆教授所における産婆教育が取り上げられている¹⁾。政府は1870年（明治4年）にドイツ医学を導入し「医制」を制定した。これを受け東京府では東京府病院産婆教授所において従来産婆営業者の教育と内務省免許産婆の教育を開始し、教科書としてBernhard Sigmund Schultzeの訳本「朱氏産婆論」が用いられた。このテキストが東京府から国の省庁府県長官等に寄

贈され全国に伝搬し、大阪京都その他地域で実情にあわせ産婆教育が開始された事が明らかになっている²⁾。その後東京府立病院の経営上の問題から診療部門が閉鎖され続いて教育部門である産婆養成所も明治14年限りで閉鎖されることになった。この事態に応ずるように明治13（1880）年には櫻井郁二郎が紅杏塾を開きこれが私立産婆養成の嚆矢として知られている³⁾。櫻井郁二郎は1876年に東京医学校を卒業し、1877年東京大学助教、1881年助教授になり1886年3月に辞職するまで東京大学で診療・医学教育を行っていた⁴⁾。帝国大学産婦人科学教授になった濱田玄達は、ドイツ留学後帰国し当時の産婆養成の問題点を挙げ、帝国医科大学内に産婆養成所を開設する意見を大学総長に提出し⁵⁾、医科大学第一医院産科学教室に産婆養成所が設置された⁶⁾。養成期間は10か月で、実地に比重がおかれたカリキュラムであった⁷⁾。

宮城県における産婆教育の発生経緯については高橋の研究^{8,9)}がある。高橋は、中央における産婆教育制度・産婆学を宮城県に普及させ県の産婆教育制度確立に大きな功績を果たした眼科医で内務省免許産婆の山崎富子について報告している。山崎は私立産婆講習所を設立し内務省開業試験受験を目標とした高い水準の教育を行い、これが明治22年の宮城県立産婆講習所設立にも影響を及ぼしていると高橋は解釈している。牡鹿郡産婆組合を組織運営し、産婆養成および産婆の継続教育を行うなどの山崎の活躍について高橋が報告している。

その他の宮城県の産婆学校講習所に関しては、我妻の記述がある¹⁰⁾。それによると宮城病院の産

婆講習所以外はすべて終戦前後に廃止されている。唯一明治期から継続した産婆養成所である宮城県立産婆講習所については、成立とその後の経緯が不明である。戦災で医療看護関連記録が焼失してしまったことに原因している⁸⁾。産婆規則が明治32年に制定され、明治40年東北帝国大学が開学し、大正8年東北帝国大学医学部附属医院産婆養成所が開設されている¹¹⁾。宮城県の産婆養成について、県史にあるのは、「明治22年告示20号で宮城病院附属産婆講習所規則が公布され、講師には産婦人科医長の棟方学士ほか山本有成・中村忠篤、助手に貝沼きせ・山本くにが任命され最初の志願者は16名、その後宮城県産婆講習所と改められた」の記載で終わっている¹²⁾。そこで、現存する公文書、地方新聞をもとに史料の発掘調査を行った。県がなぜ産婆講習所をつくろうとしたのか、どのように産婆講習所をつくっていったのか、明治22年から全国統一規則である産婆規則制定（明治32年）までの経緯について解明を試みる。

2. 方 法

1) 資料収集方法

東北大学医学部附属医院の前身である宮城病院関連資料を得るために、宮城県公文書館、宮城県図書館、東北大学医学部分館、東北大学史料館、国会図書館において史料の発掘調査を行った。県令、告示については、県民への周知という観点から当時の地方新聞記事からも確認を行った。

2) 資料

- ・宮城県布令全書 明治28年 宮城県公文書館蔵
- ・宮城県布令類算 明治24年、明治32年 宮城県公文書館蔵
- ・縣會議案 明治21年、明治22年、明治23年 宮城県公文書館蔵
- ・通常縣會議按原書 明治29年～明治44年 宮城県公文書館蔵
- ・地方事務并管内景況報告 明治21年～明治25年 国立国会図書館蔵
- ・宮城県県治一斑 明治21年～44年 国立

国会図書館蔵

- ・明治期の宮城県で刊行されていた新聞（仙台新聞、奥羽日日新聞、東北新聞、河北新報）

3. 倫理的配慮

すべて公開の史料を用いた。個人名の記載については、原則史料の記載を尊重するが、倫理的配慮が必要と考えられる場合は、伏せ字にするなどの配慮をすることを意識して扱った。

4. 結果・考察

公文書館現存の宮城県公文書綴りの中から、宮城県議会関連文書を年代順に確認していったところ、宮城病院において産婆教育が開始する説明書きを発掘できた。その方針が県民に周知される過程が、当時の新聞記事からも確認できた。明治22年5月10日告示20号の宮城病院産婆講習所規則¹³⁾、明治22年5月18日県令第45号産婆取締規則¹⁴⁾、明治22年5月19日県令第46号産婆免許規則¹⁵⁾、そして県令第47号産婆組合設置規則¹⁶⁾である。産婆講習所の内容を公文書と新聞記載事項から確認してゆく。

1) 宮城病院附属産婆講習所が設置される

(1) 設置の趣旨

明治21年県議会文書中に、明治21年度地方税支出予算案議案説明の衛生費に産婆講習関連事項が確認できる。

産婆ノ試験ハ他ノ医術ヲ試験スル如ク必要ナルベシト雖モ今日産婆ノ業ヲ営ム輩ハ概ネ老婦ニシテ學術ニ乏シキヲ以テ試験ニ及第スルモノ恐クハ之ナカラン若シ果シテ然ルトキハ管内ニ産婆ヲ営ムモノナクニ至リ人民ノ困難實ニ甚シカルヘキナリ故ニ有為ノ婦女ヲ養成スヘキ方法ヲ設ケ然ル後試験ヲ行フニ如カサルヘキナリ

「産婆の試験は医術試験のように必要なものであるけれど今日産婆業を営んでいる者は大概老女で學術に乏しいため、試験に合格する者はほとんどいない事が懸念される。そうなると管内に産婆を営業できるものがいなくなり結局人々が困ること

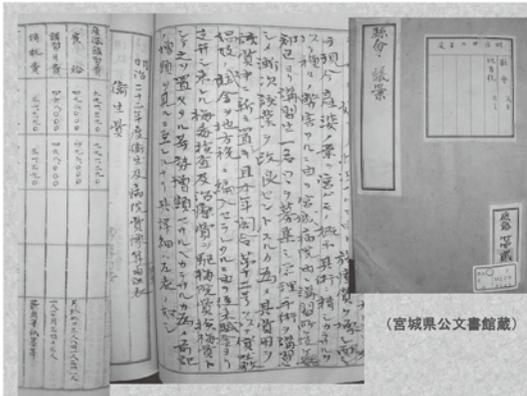


図1. 明治22年度宮城県議案 衛生費説明

になる。そのため、産婆養成機関を設け、その後に試験を行う事が妥当である」とし、予算案議案の衛生費の中に産婆養成費用を計上している。

石巻で山崎富子が産婆教育を明治17年に開始しているが、大概是學術に乏しい老婆が産婆業を行っている状況がうかがえる。翌明治22年度議案の衛生費説明文書中に、宮城病院内に産婆講習所設置について提案されていた(図1に示す)。宮城県では産婆業を営む者を一定基準で制限する前に、産婆の教育を充実させる事を優先したことがわかる。

現今産婆ノ業ヲ営ムモノ概ネ其術ニ精シカラサルヲ以種々ノ弊弊アルニ由リ宮城病院内ニ講習所ヲ設ケ各郡区ヨリ講習生一名ツツヲ募集シ学理手術ヲ講習セシメ漸次該業ヲ改良セントスルカ為メ其費用ヲ該費用ニ新置 (図1)

「県内の産婆開業者は産婆術に通じているという訳ではないためいろいろな支障が生じている。そのため宮城病院内に講習所を設け、県内各郡より講習生を1名ずつ募集し、理論と技術を講習し産婆業を改良する計画を立案しそのための予算を新設する」とある。講習生費として13人分計468円、消耗品費31円39銭で産婆講習費として691円39銭計上されていた。講習生費から、学資として一人一か月3円支給する予算である事がわか

る。

(2) 宮城病院附属産婆講習所就学要件

明治22年5月10日付で宮城県告示第20号、「宮城病院内に産婆講習所を設置し、宮城病院附属産婆講習所規則を定める」の規則内容を確認する(図2)。それによると、第一條、産婆講習所は産婆の學術を講習し産婆養成を目的とする。第二條、満18歳以上30歳以下の女子で尋常小学校卒業または同程度の学力を有すること。第四條、講習生は公認下宿所に在宿か自宅から通学も許可。第五條、講習生は学資として毎月3円給付される。第六條、講習所で全学科修業したものは内務省産婆開業試験が受験できる。第七條、事故、病氣以外は中途退学を認めない。第八條、講習年限は2年、第九條、授業時間は週12時間であった。第十條、各学科科目、第十一條休日、第十二條試験は学期試験と卒業試験の2種類あり。「学期試験ハ一学期中ニ授ケタル科目ニツキ学期ノ終リニ於テ施行シ講習生ノ座次ヲ進退ス 卒業試験ハ内務省ノ産婆開業試験ヲ以テ之ニ代用スルモノトス」とある。学期試験は日々の座席の位置に反映され、卒業試験は本番の産婆開業試験を代用するというのである。

明治21年当時の小学校就学率は宮城県では62.82%で、男子の就学率を100とすると女子は41.33とある¹⁷⁾。就学人口から計算すると、男子小学校就学率89%女子就学率約36%となり、明治17年の女子就学率20%から徐々に上昇しているものの全国平均48%には届かない。明治22年時点で産婆講習受講可能な18歳から30歳の女性とあるため、小学校就学としては明治10年以前に学齢を迎えた女性ということになる。明治11年の宮城県の就学率は男子58%、女子は9%であり、小学校卒業というもっと比率としては下がっていた可能性が推察できる。産婆の学習科目として解剖学・生理学・正常妊娠分娩産褥新生児と異常編も学習する。これ等を理解するためには文字が読め、言葉の意味がわかり、加減乗除計算ができることは当然備えておいてほしい力である。小学校就学率の低い当時として尋常小学校卒業程度の学力があるというのは産婆学をまなぶた

宮城県立産婆講習所の教育経過

・告示第二十號
宮城病院内ニ産婆講習所ヲ設置シ宮城病院附属産婆講習所ト稱ス其規則ヲ定ムルコト左ノ如シ
明治二十二年五月十日 宮城縣知事 松平 正直

宮城病院附属産婆講習所規則

第一條 産婆講習所ハ産婆ノ學術ヲ講習シ産婆ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二條 講習生タラント欲スル者ハ年齢滿十八年以上三十年以下ニシテ尋常小學校ノ卒業證書ヲ有スルカ又ハ之ニ相當スル學力ヲ有シ身体強健ナル女子ニ限ル但本文ノ卒業證書ヲ有セサルモノハ學力試験ノ上入學セシムルモノトス

第三條 講習生募集ノ期日及其方法ハ當分隨時ニ之ヲ定ムルモノトス

第四條 講習生ハ公認下宿所ニ在宿セシム但自宅ヨリ通學スルモノハ本條ノ限りニアラス

第五條 講習生ハ學資トシテ毎月金三円ヲ給ス前條但書ニ依ルモノハ金一円ヲ給ス

第六條 講習所ニ於テ全學科ヲ修業シタル者ハ内務省ノ産婆開業試験ニ應セシムルモノトス

第七條 講習生ハ疾病又ハ事故アリテ教科ヲ完了スル能ハスト認ムル者ニアラサレハ半途退學ヲ許サス

第八條 講習年限ハ滿ニカトシ一年ヲ二學期ニ分チ第一學期ハ四月一日ヨリ十月三十日マテ第二學期ハ十一月一日ヨリ翌年三月卅一日マテトス

第九條 授業時間ハ一週十二時トス

第十條 各學期ノ科目ハ左ノ如シ

第一年 第一學期
人身解剖學
人身生理學

第一年 第二學期
正常妊娠及順産論
正規ノ産褥及哺乳論

第二年 第一學期
妊娠及分娩經過中ノ異常論
實地

第二年 第二學期
産褥期及哺乳期中ニ起ル障害論
實地

第十一條 一ヶ年中休日ヲ定ムルコト左ノ如シ
大祭日 祝日 日曜日
夏季 七月十一日ヨリ九月十日マテ
冬季 十二月廿五日ヨリ翌年一月七日マテ

第十二條 試験ハ學期試験卒業試験ノ二種トス學期試験ハ一學期中ニ授ケタル科目ニツキ學期ノ終リニ於テ施行シ講習生廿ノ席次ヲ進退ス卒業試験ハ内務省ノ産婆開業試験ヲ以テ之ニ代用スルモノトス

図 2. 明治 22 年 5 月 10 日告示第 20 号 (奥羽日日新聞 第 3556 号 p1)

めの基礎学力水準が満たされている人と解釈できよう。

(3) 就学のための産婆講習所公認寄宿舎

仙台市内に住むといっても、現在のような交通事情ではなく、生活全般も手間と時間がかかったと推測できる。第四條にある産婆講習所公認寄宿所に関する規定¹⁸⁾を当時の新聞記事から発掘できた。それによると、仙台市現住の者以外はすべて寄宿することになっていた。公認寄宿所は講習所の管理に属し、一切のことを講習所の指揮監督を受ける。生徒取締員が生徒と寄宿所一切の取締を負擔するとある。寄宿生は午前 6 時に起き、午後 11 時には就寝する。来訪人は応接所において面談、外出は授業時間外をもってし、帰宿は午後

10 時かぎりとし、何等の事情があっても一切外泊を禁じられていた。学資として毎月給付される 3 円のうち寄宿料として(賄料及び寝具薪炭油費)一定の金額を月末に寄宿所主に支払うこととなっている。三食は、朝は飯・汁・猪口物・香の物、昼は飯・皿・香の物、夜は飯・汁・皿・香の物、但し一か月に 3 回以上鶏牛肉の内を用いる事としてあった。仙台市に居住のものでも寄宿所で共に勉学せんと欲する者は夜間門限まではこれを許すべし、とある。

寄宿所は今で言う演習室を兼ねていたということなのであろう。講師から直接講義を受けるのは一日 2 時間ではあるが、それ以上に時間をかけて学んでいたことが推測される。公認寄宿所は講習

所の管理に属し、生徒取締員が生徒と寄宿所の取締を担うとあり、この役を内務省免許産婆が担っていたと考えられる。18歳から30歳の女性というのは、家事家業の重要な労働担い手である。その人手がなくなることはその家にとっても大きい。県としては、産婆学を学んだ産婆を増やす必要があった。食費と日常必要品の費用の心配をしないで産婆の資格取得ができることで、産婆資格取得希望の女性が集まりやすいよう学資支給があったものと解釈できる。

2) 宮城県における産婆免許規則 (宮城県令第46号 明治22年5月19日)

産婆講習所設立の周知の次に、産婆取締規則(県令第45号)、宮城県での産婆免許規則(県令第46号)(図3)、現場における産婆の教育組織としての組合に関するもの(県令第47号)が出されている。従来の産婆に対しても、1年に4回以上医師や内務省免許産婆を講師にして学習する事を規定していた。産婆免許規則について内容を見る。

第一條 内務省ノ産婆開業免許ヲ得ントスル者ハ県立産婆講習所ニ於テ左ノ科目ヲ修業シ其履歴ヲ添ヘ直ニ県庁ニ又ハ之ニ同シキ科目ノ修業證ヲ有スル者ハ其證ヲ添ヘ毎年二月十五日限リ市町村長ノ奥付ヲ受ケ郡役所ヲ經テ県庁ニ願出試験ヲ受ケヘシ

第二條 本県免許証ヲ得ントスルモノハ産婆組合又ハ県庁ノ認可ヲ受ケタル私立産婆講習所ニ於テ左ノ科目ヲ修業シ其証ヲ受ケ願書ニ添付シ市町村長ノ奥書ヲ受ケ郡役所ヲ經テ県庁ニ願出ヘシ

宮城県において産婆として開業するためには2種類の免許があった。一つは内務省免許であり、もう一つは県免許である。宮城病院内に設置され、宮城病院附属産婆講習所という名称ではあるが、受講者は県内各郡より1名ずつ募集され、費用は県の予算に計上されていることから県立の産婆講習所と認識されていた。内務省免許獲得のために

宮城県報	
第百六十六号	新報
第百六十六号	新報
<p>第一條 内務省ノ産婆開業免許ヲ得ントスル者ハ県立産婆講習所ニ於テ左ノ科目ヲ修業シ其履歴ヲ添ヘ直ニ県庁ニ又ハ之ニ同シキ科目ノ修業證ヲ有スル者ハ其證ヲ添ヘ毎年二月十五日限リ市町村長ノ奥付ヲ受ケ郡役所ヲ經テ県庁ニ願出試験ヲ受ケヘシ</p> <p>第二條 本県免許証ヲ得ントスルモノハ産婆組合又ハ県庁ノ認可ヲ受ケタル私立産婆講習所ニ於テ左ノ科目ヲ修業シ其証ヲ受ケ願書ニ添付シ市町村長ノ奥書ヲ受ケ郡役所ヲ經テ県庁ニ願出ヘシ</p>	<p>第三條 第一條ノ出願者ハ年齢二十歳以上ノ女子ニシテ官立等ノ疾患ヲ有スルモノハ不許ス</p> <p>第四條 内務省ノ開業免許又ハ本縣免許証ヲ受ケテ其由ヲ記シ市町村長ノ奥書ヲ受ケ郡役所ヲ經テ願出ヘシ</p> <p>第五條 内務省ノ開業免許又ハ本縣免許証ヲ受ケテ其由ヲ記シ市町村長ノ奥書ヲ受ケ郡役所ヲ經テ願出ヘシ</p> <p>第六條 内務省ノ開業免許又ハ本縣免許証ヲ受ケテ其由ヲ記シ市町村長ノ奥書ヲ受ケ郡役所ヲ經テ願出ヘシ</p> <p>第七條 由郡若シテ開業欲シクハ本縣免許証ヲ受ケテ其由ヲ記シ市町村長ノ奥書ヲ受ケ郡役所ヲ經テ願出ヘシ</p> <p>第八條 第一條ノ試験ハ毎年二月之ヲ舉行スルモノトス</p> <p>第九條 第一條ノ試験科目ヲ左ノ如シ</p> <p>一 人身解剖學大意</p> <p>二 人身生理學大意</p> <p>三 平常妊娠及分娩論</p> <p>四 正規ノ産婦及胎論</p> <p>五 妊娠及分娩期中ノ異常論</p> <p>六 產褥期及哺乳期中ニ起ル諸病論</p> <p>七 實地</p> <p>第十條 試験問題ハ一科一問題トシ其應答記ノ時間ハ毎題二時間トシ其應答ハ口答トス</p>

図3. 県令第46号 産婆免許規則 奥羽日日新聞明治22年5月22日 p1

は宮城県の産婆講習所で修業した後受験して合格することが必要であった。第2條に県免許の規定が明示されており、これは産婆組合または県庁の認可を受けた私立産婆講習所で修業し出願するのみで資格が得られた。第3條に1・2條の出願者の年齢は20歳以上の女子で盲聾啞等の疾患がないこと、第8條に内務省免許の試験は毎年3月に行われること、第9條に試験科目が明示されていた。当時の小学校就学率からみても県立産婆講習所の要件を満たす女性は多くはなかったものと思われ、しかし切実な産婆の必要性があり、県免許の産婆の養成も考慮されたものと考えられる。

3) 宮城病院附属産婆講習所から宮城県立産婆講習所へ

宮城県では、試験をして産婆の質を確保するより先にまず産婆を教育する方針がとられ、宮城病院附属産婆講習所では、修業期間が2年の教育であったことが明確になった。

明治23年の議定書から、「産婆講習所費ハ従来病院費中ニ置キタルモ其性質同シカラサルヲ以テ之ヲ別チ衛生費中ニ轉換セリ」となっている。産婆講習所の予算立てとして、病院運営費用の一部ではなく、宮城県の衛生事業の一項目として扱われるようになった。宮城県告示第16号（明治24年2月24日）「宮城病院附属産婆講習所ヲ宮城県産婆講習所ト改称シ該規則中左ノ通り改正ス」とある。出願年齢が19歳以上、講習年限は1年で1学期は4月1日から7月10日、2学期は9月11日から12月24日、3学期は1月8日から3月31日までとなった。名称が病院附属から宮城県立産婆講習所となったこと、出願年齢が1歳上がったこと、修業年限が2年から1年に縮小されたことが変更点である。スタートしたばかりの明治24年時点で修業年限が2年から1年に半減したというのはどのような事情があったのだろうか。

中央における産婆教育関連として、明治23年に医科大学第一医院産科学教室に産婆養成所が設置されている。医科大学教授の濱田玄達が帝国大学総長に提出した意見書に、濱田が感じた産婆養成に付いての問題が読み取れる。

(1) 濱田玄達の「産婆養成所ヲ開クノ意見」

濱田玄達は明治13年東京大学を卒業し、夭折した初代産婦人科教授の清水郁太郎の後任として留学から帰国と同時に東京大学産婦人科教授に就任している。

職ヲ大学ニ奉スル日尚ホ浅ク其経歴モ亦少ナシト雖モ屢屢産床ニ臨ミ細カニ産婆ノ情况ヲ観察スルノ機会ヲ得而テ其教育ノ甚タ不完全ニテ反テ大害アルコトヲ知レリ 即チ世ニ舊産婆ト称スル者ハ姑ラク措キ彼ノ定規ノ試験ヲ経テ其業ニ従事セル所謂新産婆タル者ニモ亦眞ニ産床ノ取扱法ヲ知り且ツ之ヲ実行スル者殆ント之ナク謾ニ高尚ノ学理ヲ唱ヘ猥リニ不当ノ手術ヲ企テ為メニ胎児ヲ殺シ産婦ヲ危キニ陥ラシムル者蓋シ少カラス 而テ其未タ其ノ如ク甚タシキニ至ラサル者ト雖モ亦タ適当ノ処置ヲ施サザルカ故之レカ為メニ他日難治ノ病ヲ醸生スル者滔々皆是ナリ 是レ職トシテ産婆養成法ノ其宜キヲ得サルニ由ル者トス （アンダーライン筆者）

濱田は「大学に勤務してまだ日が浅いが、分娩の場面に臨み産婆の動きを観察する機会を得て観察したところ、産婆の教育があまりに不完全で危険があることに気がついた。旧産婆といわれる人はともかく、正規の試験に合格して免許を受けて産婆業に従事するいわゆる新産婆の中にも、産室での分娩の取扱方を理解して実行する者はほとんどいない。いたずらに高尚な理論を言い、やたら分娩進行に意味のない介入を行い、そのために胎児を死亡させ産婦に危険な目に合わせている者が少なくない。また、そこまでひどくなくとも、適切な処置をしないために後々治癒し難い病気を引き起こす原因になっているのが、みなこの分娩の時の産婆の行いに原因している。これは職業としての産婆の養成法が不完全なことによるものと考えられる」と言っている。また、

・・・常産ニ臨ミ自然ノ経過ヲ待タスシテ猥リニ為ス可ラサルコトヲ為シ故ラニ母児ヲシテ危カラシメ或ハ変産ニ臨ミ速ニ医ヲ迎フルカ如

キ直ク為スヘキ事ヲ為サス茫然手ヲ束テ之ヲ自然ニ任シ胎児既ニ死シ産婦亦危キニ迫リ始メテ狼狽医ニ告クル者アリ 是レ畢竟産婆ニ教ユルニ産事ヲ以テスルカ故ニ手僅カニ其事ヲ知りテ而シ尚ホ之ヲ施スノ時機ヲ察スルノ明ナク以テ前者ノ過チヲ来スナリ又タ之ニ教ユルニ専ラ理論ヲ以テスルカ故ニ口僅カニ其理ヲ説クコトヲ知テ而テ尚常産ヲ辨スルノ識ナシ是レ後者ノ不足アル所以ナリ (アンダーライン筆者)

「常産に臨み自然の経過を待たず無暗に訳もなくすべきでないことをして母児を危険に陥れたり、あるいは、変産に臨み速やかに医師を招くべきであるのに茫然と手当もせず自然に任せ胎児を死なせ、産婦をも危険な状態にさせて初めてその重大性に気がつき医師を呼ぶものがある。つまりところ産婆を教えるにあたり産科を教えるため、少しばかりそのことを知っているだけで、その術を施す時期を判断するまでの知識がないため要らないことをするという前者の過ちを犯してしまう。また、産婆に教えるのに主に理論を用いるためいくら理屈を言うことはできるものの常産かどうかを判別する知識には至らない。これが後者の不都合がおきる理由である。」帰国して、内務省免許産婆の行動を観察し、その問題点として、分娩進行に意味のない介入をしてあるいは医師を呼ぶべき適切な時期に医師をよべず母児を危険に陥れていると見立て、それは職業としての産婆の養成法が不完全なことが原因していると結論している。

前述のように、当時東京では産婆の半数は内務省免許産婆であり、濱田が帰国して見聞した産婆というのは東京で活躍の産婆と思われる。

東京大学の教授が、産婆教育の現状について①理論に偏っている事、②実地が少ない事、③産婆は異常を扱う任にはないため少しでも異常と感じたらどのような場合でも医師を迎えるべきで、産婆は決して変産を取り扱う役割にはないと問題視した。産婆の養成方法は主として理論を避け産科の手術はあまり教えない事が有効であると濱田は考えた。

この濱田の意見は、官報をはじめ、東京医学会雑誌、中外医事新報等の医学雑誌に掲載され、明治23年東京大学第一医院産婦人科教室附属産婆養成所設立にいたっている。宮城病院は第二高等中学校医学部の実習病院であり、明治21年の第二高等中学校医学部教員¹⁹⁾は内科学の磯籾は16年卒、眼科・生理学の日高昴は18年卒、外科学の山形仲藝は14年卒で、婦人科学の棟方隆は17年東京大学を卒業している。濱田は13年卒の留学がえりの産婦人科学教授である。先輩の意見を尊重する姿勢があった可能性が推測できる。1890年までの東京における産婆学校のカリキュラム⁷⁾と宮城病院附属産婆講習所のものを比較する。1か月を4週とし、科目を時間算定したものを比較する(表)。また、それぞれの養成所に関して、総時間と科目の比率を比較したものを示す(図4)。宮城産婆講習所の明治24年の時間数は濱田の養成所の時間と近似した値になっている。

表. 修業期間中時間内訳

	櫻井	内河	大田	濱田	宮城病院附属 産婆講習所 明治22年	宮城県産婆 講習所 明治24年
	東京産婆学校 明治16年	私立産婆学校	芝産婆学校	第一医院		
修学期間	1年半	1年半	1年半	10か月	2年	1年
解剖生理	180	720	216	60	240	156
産婆学	180	144	360	120	216	112
異常	36	288	432		228	88
演習・実地	36	144	288	240	228	100
計	432	1,296	1,296	420	912	456

宮城県立産婆講習所の教育経過

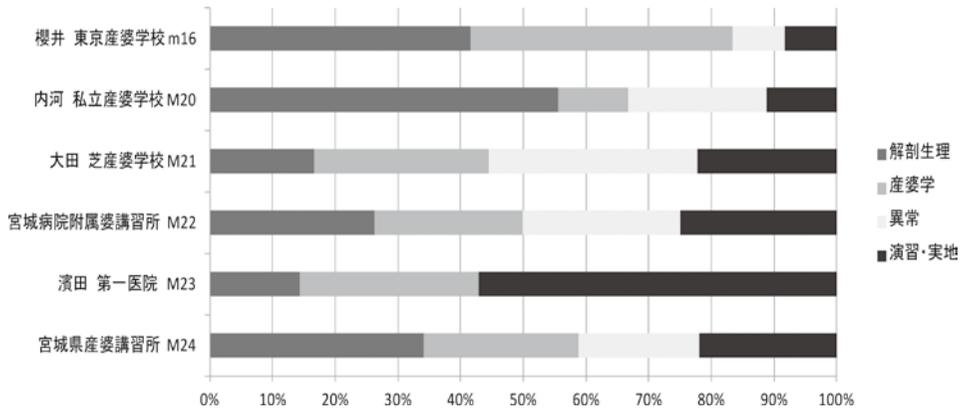


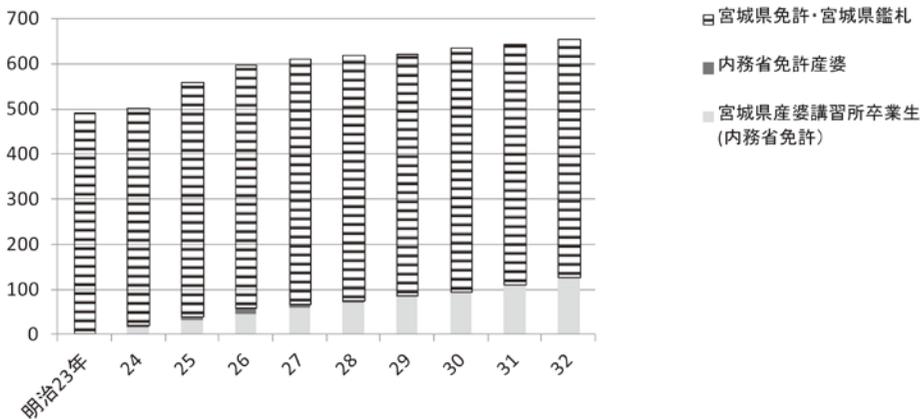
図4. 科目構成比率比較

(2) 宮城県産婆講習所卒業生

宮城県における内務省免許は、明治21年時点で5名であり、山崎富子とその弟子たちで占められていた。産婆講習所で第1回の卒業生が送り出されるのは明治24年であり、その後の卒業生について新聞記事と県の統計からその推移を抽出する(図5)。

宮城県地方事務并管内景況報告(明治25年)産婆の項目から以下の数字が確認できた。明治25年の産婆組合による修業により県免許を獲得したものは56名であり、明治25年度末の産婆数

は内務省免許41名、県免許91名、県免許鑑札を有するもの(公私立講習所、産婆組合の教育によらない従来の産婆)427名で合計559名であった。明治29年通常県会議按原書から明治29年11月現在の産婆講習所生徒名と宮城県産婆講習所開設からの卒業生総数が確認できた。県治一斑から宮城県の内務省免許産婆数は明治28年76名、29年87名、30年89名の産婆数が確認できた。転居等での増減を考慮しても、毎年10名前後の内務省免許産婆が養成されていたと考えられる。



第9回～15回宮城県県治一斑および奥羽日日新聞から筆者作成

図5. 宮城県における産婆数推移

4) 宮城県産婆講習所全科卒業生の内務省試験免除

明治32年7月に産婆規則²⁰⁾が公布される。勅令である。

- 第一条 産婆試験ニ合格シ年齢満二十才以上ノ女子ニシテ産婆名簿ニ登録ヲ受ケタル者ニ非サレハ産婆ノ業ヲ営ムコトヲ得ス
- 第二条 産婆試験ハ地方長官之ヲ挙行ス
- 第三条 一ヶ年以上産婆ノ学術ヲ修業シタル者ニ非サレハ産婆試験ヲ受ケルコトヲ得ス

産婆の全国規制であるが、従来産婆免許は正式なもの内務省免許として国が資格試験を管轄していたものが、産婆試験は地方長官が行う、となった。日本全国各県において、産婆免許試験を行える人材がそろったためともみることできる。この勅令が公布される前に、明治32年3月、宮城県では告示63号宮城県産婆講習所規則が示される。明治24年の告示第16号による産婆講習所規則と異なるのは以下の点である。①講習生の定員が定められ20名となったこと、②授業料として毎月50銭納入しなければならないこと、③全科を卒業したものは試験を要せず内務省の産婆営業免許証が受けられること、④講習生は卒業後満3年、宮城県内において産婆業に従事する義務があることである。全科を卒業した者は内務省の試験を要せず内務省産婆営業免許がえられるとある。このことについて産婆規則の内容である「産婆試験は地方長官が挙行する」ことを宮城県の規則考案者は予め把握していたのだろうか。

宮城県産婆講習所の卒業生は内務省試験を受験することなしに内務省免許が得られていたことを示す史料が発掘できた(図6)。地方事務并管内景況報告(明治25年)の衛生の項目に以下の記述を確認した。「縣立産婆講習所ニ於テ卒業スヘキ第二回ノ講習生モ第一回ノ如ク内務省ノ開業試験ヲ要セス免状ヲ授与セラレンコトヲ同省ニ上申シ其許可ヲ得テ同講習生17名ハ成期ノ學科ヲ

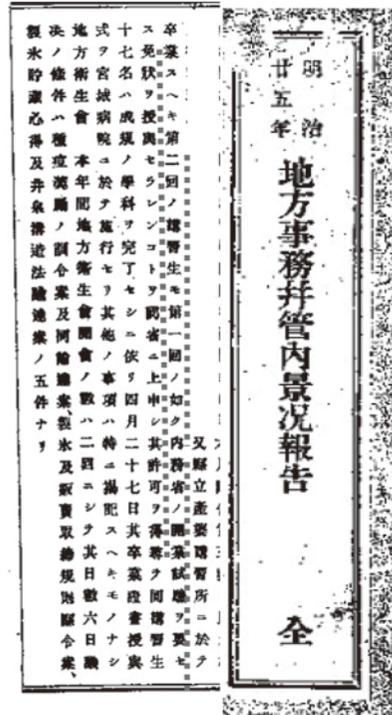


図6. 明治25年地方事務並管内景況報告

完了セシニ依リ四月二十七日其卒業證書授與式ヲ宮城病院ニ於テ施行セリ」とある²¹⁾。今回卒業の第2回縣立産婆講習所卒業者は第1回生と同様に内務省の開業試験を受けずに内務省の免許が獲得できていた。1回生は修業年限が2年で2回生は1年である。この内容について大日本私立衛生会誌からも記事が確認できた²²⁾。

産婆ニ内務省ノ免状ヲ与フルハ大学ノ卒業免状アル者ト府県ノ試験答案ヲ内務省ニ於テ調査シ相当ノ学術アリト見認ムル者トノ二種ナルガ宮城県立産婆講習所ノ卒業生ハ大学ノ卒業生ト等シク直ニ免状ヲ付与ス而シテ此特別制ヲ得ルモノハ全国中唯一ノ宮城県ニ止マレリ

「産婆に内務省免状を与えるのは大学卒業免状ある者と、府県の試験答案を内務省で審査し相当の学術があると認めた者との二種類である。宮城県

立産婆講習所の卒業生は大学の卒業生と等しく直に免許を付与す。この特別の制があるのは全国で唯一宮城県だけである」とある。内務省から直に免許が得られたのは東京大学第一医院産婦人科教室附属産婆養成所卒業生以外では宮城県立産婆講習所の卒業生だけだったことが読み取れる。宮城県産婆講習所での教育が内務省産婆資格付与基準を満たしたという事である。教育者、教育される者、教育内容の何がその基準を満たしたのだろうか。産婆の教育にあたったのは宮城病院の医師と内務省免許産婆である。宮城病院は第二高等中学校医学部の実習病院であり医師は第二高等中学校の教員が兼務していた。宮城県産婆講習所では助手兼生徒取締として内務省免許開業産婆の貝沼きせが採用されていた。東京の初期の産婆養成機関でも医師だけでなく産婆が教育を担っていた。宮城県立産婆講習所の講師の学習履歴を確認し、今後さらに関連資料が発掘できることを期待したい。

5) おわりに

大正8年以前の本学の助産師教育について、宮城病院を手掛かりに史料を発掘収集し、宮城県立産婆講習所について得られた史料から経過を確認した。宮城県では産婆について制限するよりもまず教育する事を優先し、宮城病院内に産婆講習所を設置した。県内各郡より一人ずつ学資を支給して受講者を募集し、仙台市以外の受講者には公認寄宿舎を準備した。はじめ修業期間が2年であったが、2回生からは1年に縮小された。所長は宮城病院長が担い、講師は婦人科産科長と院医2名の合計3名あたり、助手兼生徒取締として内務省免許産婆があたっていた。1回生と2回生は内務省産婆試験を要さず内務省産婆資格が得られていた。明治32年の産婆講習所規則では、第十二条に、全科を卒業したものは試験を要せず内務省の産婆営業免許證が受けられるとあった。明治32年まで卒業生は130名となり、県内の内務省免許産婆の数と卒業生の数はほとんど等しかった。宮城の産婆講習所での教育は内務省免許産婆の基準を満たすものであり、明治25年時点で東京大学以外では全国唯一だった。教員や教育課程、

受講者の内訳については次稿に譲る。

文 献

- 1) 高橋みや子：看護教育制度の歴史の変遷，グレッグ美鈴，池西悦子編，看護教育学，初版，南江堂，東京，2009，42-78
- 2) 高橋みや子：朱氏産婆論の翻訳と府県への寄贈，千葉大学看護学部紀要，12，39-51，1990
- 3) 杉田暉道：日本における近代看護，系統看護学講座別巻9 看護史，医学書院，東京，1996，125-151
- 4) 柳井貴三：櫻井郁二郎先生伝，国会図書館蔵，東京，1941，7-36
- 5) 濱田玄達：産婆養成所ヲ開クノ意見，東京医学会雑誌，4，643-646，1890
- 6) 官報，1890年5月19日，2063号，224-225
- 7) 小山田信子：1890年に官立産婆学校が設置されるまでの東京における産婆教育，日本助産学会誌，30，99-109，2016
- 8) 高橋みや子：宮城県の明治期における助産婦教育制度確立の過程第1報，東海大学短期大学紀要，13，27-35，1979
- 9) 高橋みや子：宮城県の明治期における助産婦教育制度確立の過程第2報，東海大学短期大学紀要，14，49-61，1980
- 10) 我妻まさ：助産婦教育と制度の変遷，宮城の助産婦，日本看護協会宮城県支部，仙台，1989，101-110
- 11) 針生セツコ：本学における助産婦教育の歴史と現状，東北大学医学部附属助産婦学校同窓会会報，仙台，1971，5-10
- 12) 宮城県：宮城病院，宮城県史編纂委員会編，宮城県史6（厚生），1960，444-471
- 13) 奥羽日日新聞，宮城県報，明治22年5月10日，1
- 14) 奥羽日日新聞，宮城県報，明治22年5月19日，1
- 15) 奥羽日日新聞，宮城県報，明治22年5月22日，1
- 16) 奥羽日日新聞，宮城県報，明治22年5月22日，1
- 17) 宮城県統計書 明治21年，国会図書館，307-308
- 18) 奥羽日日新聞，産婆講習所生徒公認寄宿所規定，明治22年7月21日，3
- 19) 医学部教務係：明治21年生徒試業書類綴28，東北大学史料館蔵
- 20) 看護行政研究会：看護制度の変遷に係る資料，平成23年版看護六法，新日本法規，2011，1057-1062
- 21) 宮城県：衛生，明治25年地方事務並管内景況報告，国会図書館蔵，1893，61-66
- 22) 産婆：大日本私立衛生会誌，111，658-659，1892